

2001年3月21日

頂いたご意見

会告の「倫理規定案」については、一般の読者にはやや唐突な印象を与えるような気がします。経緯は説明してあるのですが、「なぜ今、原子力学会が倫理規定を作らねばならないか」という背景について、もう少し解説があった方が良かったかもしれません。

頂いたご意見に対する委員会からの回答

倫理規定制定委員会の活動についての一般会員に対する説明は、秋山会長（当時）が1999年10月8日に出された意向表明「JCO臨界事故について」（原子力学会誌 Vol.41, No.10, 1999）の中で委員会設置について触れられ、また2000年3月の「春の年会」で委員会として総合報告しております。原案作成の作業中でもあり、委員会としての広報活動を十分行っていないことは認識しております。

科学技術者の倫理の先進国である米国では、専門職の倫理は大学の必須科目とされており、また学協会ごとに倫理規定が定められています。我が国でも土木学会が1938年3月、「土木技術者の信条および実践要綱」を発表（近年改訂）したのをはじめ、最近多くの学協会が倫理規定を制定したり、その準備に取り組んでいます。原子力学会ではJCO事故の直前の1999年9月に倫理規定制定の作業を開始しましたが、会員への浸透活動はこれからのことと思っています。専門職の倫理問題について議論することは、（賛助会員を含む）原子力学会員のモラル向上に役立ち、学会、ひいては原子力の健全な発展に寄与するものと信じています。今後、学会誌上での意見交換をも含み、会員の間で議論が進むことを切望しておりますので、編集委員会のご協力をお願い致します。